

27郡教学第722号

平成27年6月19日

郡山市立小・中学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

夏季休業に向けた生徒指導の充実について（通知）

日頃より生徒指導については特段の御指導をいただいているところですが、本市において交通事故や不審者事案が頻発していることを踏まえ、児童生徒が有意義な夏休みを過ごし、事件・事故の未然防止が図られるよう、別紙の事項を中心に、指導体制の確認、児童生徒へ指導の徹底をお願いします。

なお、別添の、平成27年6月15日付け27教中第640号「夏季休業に向けた生徒指導の充実について（通知）」と併せて指導願います。

## 夏季休業に向けた生徒指導の充実について

郡山市教育委員会

### 充実した夏季休業とするための視点

- 目標をもって規則正しく健康的な生活が送ることができるよう
- 主体的、計画的で、安全な夏季休業中の取組みがなされるよう
- 家族との触れ合い、団らんを大切にし、家族の連帯を自覚できるよう
- 部活動や特設活動等の学校行事、子ども会等の地域行事へ積極的に参加できるよう

### 1 「予知・回避・対処」が重要

- (1) 各校の指導計画により、組織的、積極的な生徒指導を推進するとともに、緊急時の生徒指導体制や連絡網について確認する。
- (2) 児童生徒の事故等が発生した場合は、必ず管理職へ報告し、その対応に当たることを全教職員で再確認する。

### 2 交通事故防止に向けた指導の徹底

- (1) 交通ルールの遵守について再度指導し、飛び出し事故の絶無を図ること。
- (2) 自転車乗車時のヘルメット着用について繰り返し指導すること。
- (3) 自転車乗車時は、歩行者や他の自転車にも注意させ、接触や追突等の加害事故の防止について指導すること。  
※平成27年6月1日施行の改正道路交通法について、発達段階に応じた具体的な指導を行う。
- (4) 車に同乗する時には、シートベルトを着用することの指導を徹底するとともに、保護者への協力を依頼すること。
- (5) バイク、自動車の無免許運転は絶対にしないこと。

### 3 不審者による被害事故防止の徹底（「ブザーをならそう！いかのおすし」の活用）

- (1) 不審者による被害事故を他人事と思わず、外出時はなるべく一人にならないこと、防犯ブザーを携行すること等を具体的に指導すること。
- (2) 万が一、不審者に遭遇した場合の対処について指導し、二次被害防止等のためにも110番通報すること等を、保護者にも協力を依頼すること。

### 4 いじめや非行事故、不登校の発生等の防止に向けた指導の徹底

- (1) 夜間の出歩きや友人同士の外泊等がないように、保護者にも協力を依頼すること。
- (2) いじめは人権侵害であり絶対に許されないことを再度指導し、未然防止に努めること。
- (3) LINE等、SNSへの書き込みがトラブルの原因になることが多いため、情報モラルの指導を具体的に行い、保護者にも使用状況の確認をお願いする等、協力を依頼すること。
- (4) 万引き、飲酒、喫煙、暴力行為等は法律違反であり、軽い気持ちであっても許されないことを指導すること。
- (5) 不登校のおそれがある児童生徒には、夏季休業後半に、宿題の進み具合等について相談する機会を設ける等、家庭との連携を強化しながら、支援にあたること。

### 5 水難事故、火災事故等の未然防止に向けた指導の徹底

- (1) 河川や湖沼、池、用水路等の危険箇所を保護者、関係機関等と再確認し、絶対に近づかないことや、遊泳禁止区域には入らないことを児童生徒に繰り返し指導すること。
- (2) プールや海水浴、湖水浴等における事故は、命に関わることを指導し、水難事故防止の徹底を図ること。
- (3) 火遊びは絶対にしないこと、花火は保護者の監督の下で行うこと等を指導し、火災事故の未然防止に努めること。
- (4) 友人の個人情報を聞き出そうとする等の不審な電話には対応しないよう指導すること。
- (5) 野外活動を実施する場合には、野生鳥獣（クマやハチ）等の出没、火山の噴火などの情報を収集し、無理のない計画を立てるよう指導すること。

27 郡教学第905号  
平成27年7月8日

郡山市立小・中学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

### 夏季休業前における児童生徒に寄り添うきめ細かな指導の充実について（通知）

生徒指導の充実については、日頃より特段の配慮をいただいているところですが、過日、岩手県内において、中学生が列車にはねられ死亡する事故があり、被害生徒のノートからいじめや自殺をほのめかす記述が見つかったとの報道がありました。

本市においては、平成27年6月22日付『平成27年度 第1回いじめ・人間関係のトラブルの実態調査』及び『平成27年度 学校いじめ防止基本方針』の提出について（依頼）において実態調査等を依頼しているところであります。下記の点に留意しながら、夏季休業前までに個々の回答内容を再度分析するとともに、配慮が必要な児童生徒には家庭との連携を図りながら教育相談等を実施する等、児童生徒が安心して夏季休業を過ごすことができるよう適切に対応願います。

#### 記

##### 1 回答内容分析の視点

- (1) 緊急性のある内容や初期対応が必要と思われる内容はないか。
- (2) 一度記入したが、消したり、書き直したりした跡はないか。
- (3) 日常の学校生活の様子と、調査への記入内容との整合性は保たれているか。
- (4) 家庭や地域との情報交換等による学校外の生活状況と、調査への記入内容との整合性は保たれているか。

※ 記入内容に問題がないと認められる場合においても、生活ノートや連絡帳等の記述の中から児童生徒の心の変化や保護者の心配、不安等をくみ取る等、いじめ等の早期発見、早期対応に努めること。

##### 2 対応時の留意点

- (1) 休み時間や放課後等を利用して対応する場合は、児童生徒の意向や秘匿性の確保等について十分配慮し、傾聴する態度で不安や悩みに寄り添うとともに、課題についても校内で情報を共有して適切な初期対応を行う。
- (2) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、児童生徒の変化等について家庭とも情報を共有し、連携を密にしながら支援する。
- (3) 学校外における児童生徒の生活状況に原因があり、学校の対応だけでは解決が困難と思われる事案については、早期から関係機関と連携し、多面的な視点や手立てにより対応する。